


名 称	能美市防火管理講習補助金交付要綱（抜粋）	
目 的	公民館等において、防火管理者の資格を取得するため、防火管理講習を受講する者への補助金の交付に関し、必要な事項を定める。	
<p>（交付基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金の交付対象は、能美市内の町会・町内会とし、対象とする経費は受講料に限る。 補助金は、講習を受講する者が属する町会に対して、毎年度、予算の範囲内において交付する。 <p>（補助金額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金の額は、受講料の2分の1とし、5,000円を限度として補助するものとする。 上記にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間の講習の受講に対する補助金の額は、受講料の満額とする。 <p>（補助金の交付の制限）</p> <p>補助金の交付を受けた町会・町内会は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年を経過するまでの期間においては、補助金の交付を受けることはできない。</p> <p>（事務担当）</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、教育委員会まなび文化スポーツ課（TEL：58-2272、場所：根上分室1階）で担当する。</p> <p>※補助金を受けようとする町会又町内会は、補助事業実施の前年10月末までに要望書を提出するものとする。</p>		
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい		
【URL】	【QRコード】	
https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1186		

※ 平成24年3月22日から施行